

## 令和5年度横須賀市立小中学校における 児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査の結果について

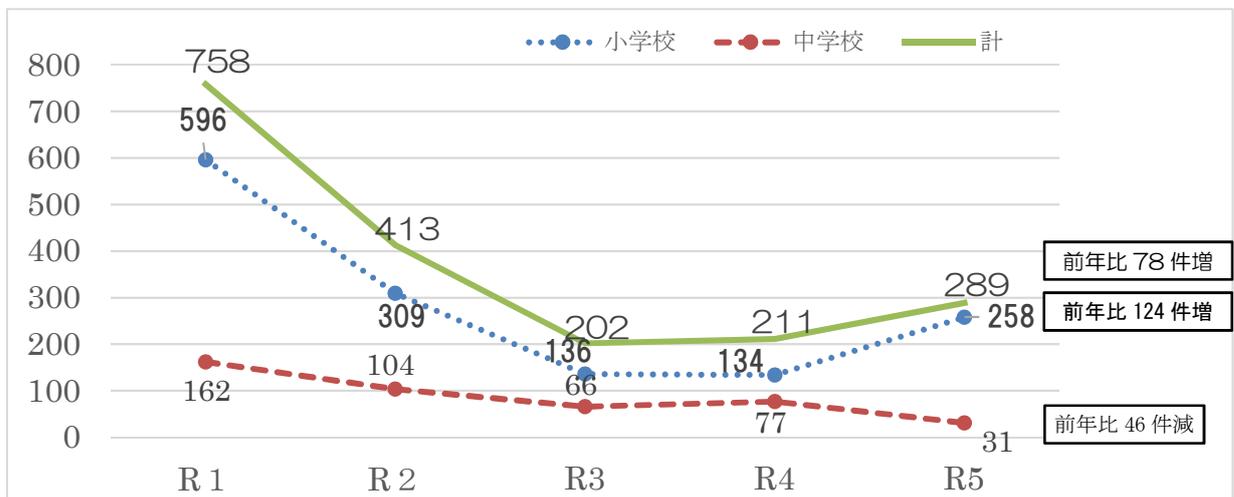
本報告は、文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」および神奈川県教育委員会による「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の結果の公表内容に基づき、本市の状況をまとめたものです。

### 1 暴力行為について

#### (1) 暴力行為の発生件数の推移

本市の小中学校における暴力行為の発生件数は、前年度より78件増加（小学校で124件増加、中学校で46件減少）し、289件でした。

(件)



#### (2) 暴力行為の1,000人あたりの発生件数

本市の小中学校における暴力行為の1,000人あたりの発生件数は11.7件で、神奈川県は18.1件と比べて少ない状況です。

(件)

年度	横須賀市	神奈川県
	小中学校	小中学校
R1	27.9	15.6
R2	15.6	12.1
R3	7.7	12.7
R4	8.3	14.6
R5	11.7	18.1

【参考】 (件)

年度	全国	
	小学校	中学校
R1	6.8	9.1
R2	6.5	6.9
R3	7.7	7.9
R4	9.9	9.6
R5	11.4	10.9

※ 神奈川県は、公立小中学校（県立中等教育学校前期課程を除く）、全国については、公立小中学校（義務教育学校および中等教育学校前期課程を含む）の数値となっています。

### (3) 暴力行為に対する今後の取り組み

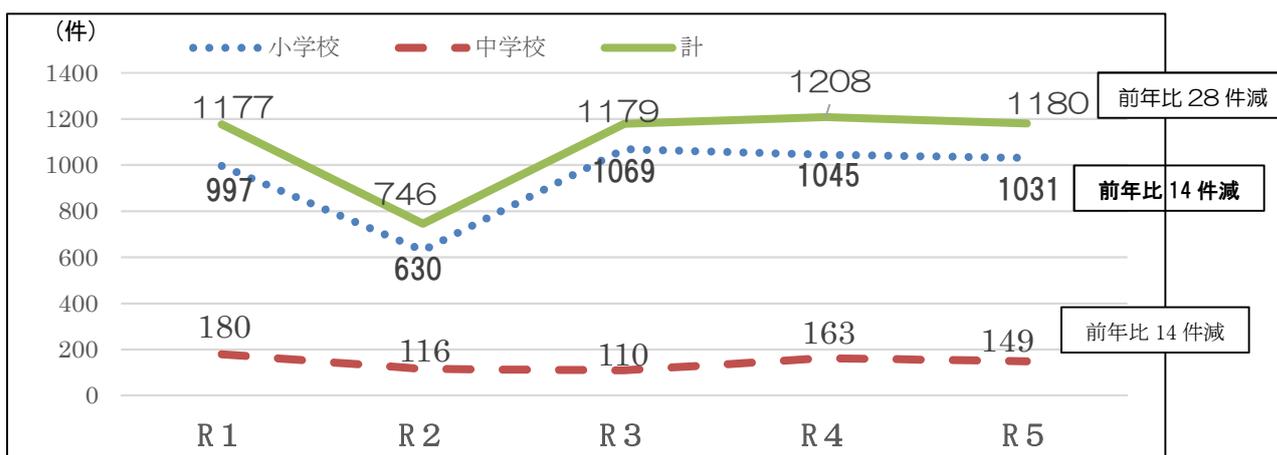
暴力行為を未然に防止するために、児童生徒・教職員が豊かなコミュニケーションを通じてお互いを理解し、尊重し合える温かな雰囲気づくりに努めていくことが大切です。また、道徳や特別活動などの時間と関連を図り、関係機関などから外部講師を招いて、暴力防止、非行防止をテーマにした授業を行うなど、様々な機会を捉えて、暴力行為を未然に防止するための教育に取り組む必要があります。

学校は、暴力行為が「暴力を受けた人の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではない」という共通認識をもち、毅然とした態度で児童生徒への対応に当たるとともに、暴力行為の背景にある加害児童生徒を取り巻く様々な要因を、多面的かつ客観的に理解した上で指導を行うことが重要です。

## 2 いじめについて

### (1) いじめの認知件数の推移

本市の小中学校におけるいじめの認知件数は、前年度より28件減少（小学校で14件減少、中学校で14件減少）し、1,180件でした。



### (2) いじめの1,000人あたりの認知件数

本市の小中学校におけるいじめの1,000人あたりの認知件数は47.7件で、神奈川県69.9件と比べて少ない状況ですが、1,000人あたりの認知件数は年々増加しており、各校におけるいじめの積極的認知、対応が進んでいると考えられます。

年度	(件)	
	横須賀市 小中学校	神奈川県 小中学校
R1	43.3	43.1
R2	28.1	35.6
R3	45.1	47.7
R4	47.3	59.5
R5	47.7	69.9

年度	【参考】 (件)	
	全国	
	小学校	中学校
R1	75.8	32.8
R2	66.5	24.9
R3	79.9	30.0
R4	89.1	34.3
R5	96.5	38.1

※ 神奈川県は、公立小中学校（県立中等教育学校前期課程を除く）、全国については、国公私立小中学校（義務教育学校および中等教育学校前期課程を含む）の数値となっています。

### **(3) いじめ問題に対する今後の取り組み**

いじめ問題に対しては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを、全ての学校・教職員が認識し、「学校いじめ防止基本方針」に基づき組織的に未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要です。

学校は、いじめを生まない環境づくりや、児童生徒がいじめをしない態度・能力を身に付ける働きかけなど、未然防止の取り組みを継続的に行うことが必要です。また、いじめの認知は組織で対応する原則に基づき、組織として早期発見に努め、初期段階のいじめから家庭や関係機関と連携して対応することが重要です。

また、重大事態の対応に当たっては、令和6年8月改訂の「いじめの重大事態に関するガイドライン」に沿った、円滑かつ適切な調査の実施及び対象児童生徒等に寄り添った対応が必要となります。

教育委員会は、各学校に対して未然防止に向けた取り組みと事案に応じた対応策について、指導助言を行うとともに、学校と関係機関の連携のサポートや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進します。

### 3 長期欠席・不登校について

#### (1) 長期欠席児童生徒のうち、不登校、病気等のそれぞれの人数（小中学校合計）

本市の小中学校における長期欠席児童生徒の人数は、前年度より 138 人増加し、1,726 人でした。

(人)

年度	長期欠席	理由				
		不登校	病気	経済的理由	新型コロナウイルスの感染回避	その他
R1	1,113	795	174	0		144
R2	1,134	809	151	1	58	115
R3	1,405	937	211	0	108	149
R4	1,588	1,075	286	0	24	203
R5	1,726	1,278	345	0		103

※長期欠席…1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒。その理由として、「不登校」「病気」「経済的理由」「その他」など主な理由の一つ選び計上。

※不登校…何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（病気や経済的な理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く）。

※新型コロナウイルスの感染回避…

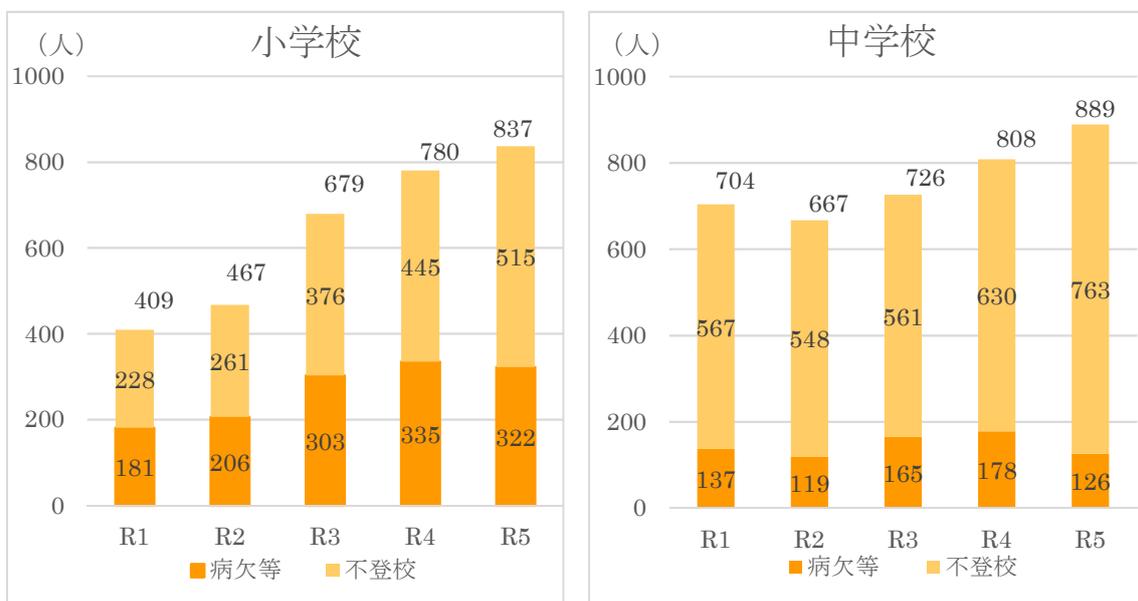
新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、および医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない者と校長が判断した者の数。令和2年度～令和4年度まで。

※その他…「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

- 「その他」の具体例：  
 ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。  
 ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。  
 ・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者。

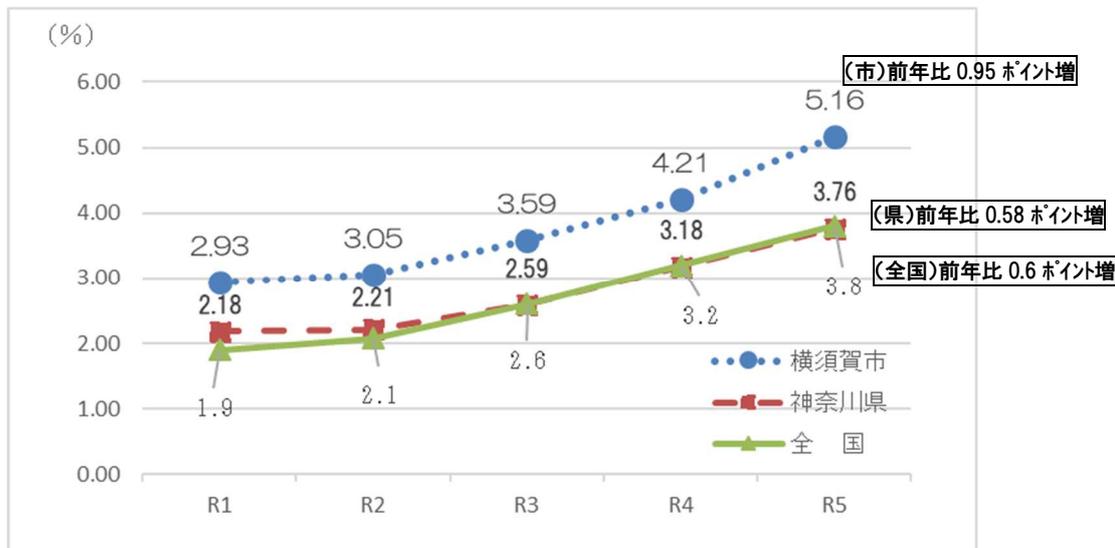
#### (2) 長期欠席児童生徒数の推移

本市の小中学校における不登校児童生徒の人数は、前年度より 203 人増加（小学校で 70 人増加、中学校で 133 人増加）し、1,278 人でした。



### (3) 横須賀市・神奈川県・全国の不登校児童生徒出現率の経年変化

横須賀市の不登校児童生徒の出現率は前年度より 0.95 ポイント増加し、5.16%でした。



※ 神奈川県は、公立小中学校（義務教育学校および中等教育学校前期課程を含む）、全国については、公立小中学校（義務教育学校および中等教育学校前期課程を含む）の数値となっています。

※ 横須賀市の数値は、1,000人あたりの人数として神奈川県教育委員会が公表した数値を、横須賀市が独自に出現率（100人あたりの人数）に換算して掲載しています。

### (4) 不登校に対する今後の取り組み

安全・安心な環境の中で他者とのかかわることは、大切な学びの一つです。学校は、それぞれに多様なニーズや様々な背景を持つ全ての児童生徒が、安心して過ごせる場所であればなりません。そのために、学びたいと思ったときに学べる環境を整えていくことが大切です。

また、不登校の状況にある児童生徒やその保護者といった、当事者に寄り添った対応が必要になります。個々の児童生徒の状況を適切に把握し、その情報をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員等とも共通理解を図り、教職員がチームとして対応していく必要があります。自らSOSを出せない児童生徒もいるため、時には積極的に児童生徒にアプローチしていくことも重要です。

教育委員会として、校内外の教育相談体制の充実のみならず、多様な支援の場の周知やよりよい学びの場、居場所づくりを今後も進めていきます。

#### 出典

- ・ 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm)  
 (令和6年10月31日 参照)
- ・ 「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査の結果について」（神奈川県教育委員会）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/kanamonkou.html>  
 (令和6年10月31日 参照)